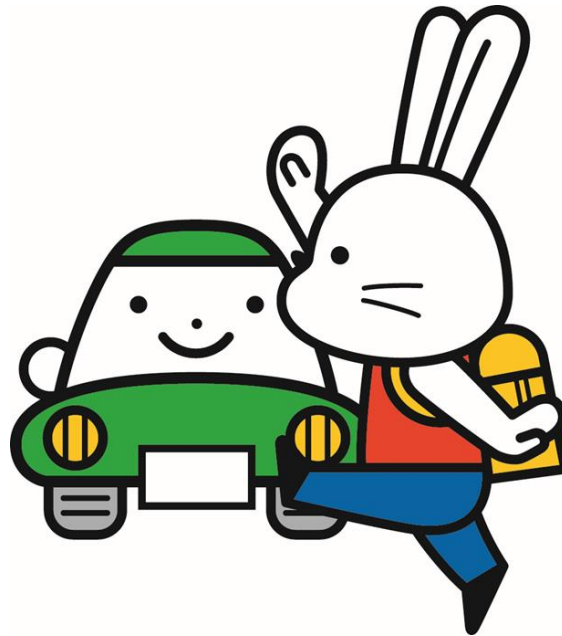


福島市園外活動ハンドブック

—— 散歩マニュアル ——



福島市こども未来部幼稚園・保育課

(令和3年3月)

目次

散歩の目的及び配慮事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	予想される子どもの行動と配慮事項 (～4か月) ・・・・・・・・・・・・ 15
散歩の事前準備 ・・・・・・・・ 3	(5～8か月) ・・・・・・・・・・・・ 16
散歩時の配慮事項 (出発前) ・・・・・・・・・・・・ 4	(9～11か月) ・・・・・・・・・・・・ 17
(散歩カー、ベビーカー使用時) ・・・・ 6	(12～14か月) ・・・・・・・・・・・・ 18
(交通ルール) ・・・・・・・・・・・・ 7	(1歳児) ・・・・・・・・・・・・ 19
(0・1歳児) ・・・・・・・・・・・・ 10	(2歳児) ・・・・・・・・・・・・ 21
(2歳児) ・・・・・・・・・・・・ 11	(3歳児) ・・・・・・・・・・・・ 22
(3歳児以上) ・・・・・・・・・・・・ 13	(4・5歳児) ・・・・・・・・・・・・ 24
	緊急時対応 ・・・・・・・・・・・・ 26
	散歩計画表 ・・・・・・・・・・・・ (別紙)

散歩の目的及び配慮事項

保育所等において、散歩等の園外活動を行うことは、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設ける上で重要である。

- 園外活動を行う際には、子どもの発達やその時々の状態を丁寧に把握し、一人一人の子どもにとって無理なく充実した体験となるよう、指導計画に基づいて実施することが重要である。
- この上で、園外活動の際には、公園等の目的地や保育所等までの移動時も含めて、安全に十分配慮することが必要となる。
- 子どもの発達によって、身体の高さ・運動能力・視野等の周囲の状況の認知の特性、交通ルールを理解等は変わってくる。園外活動の計画時、実際の活動時を通じて、乳幼児の特性を踏まえた対策をとることが重要である。

散歩の事前準備

1 散歩の経路、目的地における危険箇所の確認

- ・特に、日常的に目的地としていない場所や、前回訪れた際から間隔が空いた場所についての事前の下見
- ・経路上で確認した危険箇所の記録、職員間の情報の共有

2 危険箇所等に関する情報の共有

- ・危険箇所の一覧表
- ・散歩マップ（目的地までの想定経路、病院・交番・AED 設置場所等の情報を含む）の作成、現地の写真の活用等
- ・保育所等の周辺の安全に関する情報を、保護者や地域住民、関係機関と共有することも重要

3 散歩計画の作成

- ・散歩の目的地、ねらい、行程（時刻、経路、所要時間）、子どもの人数、引率者等
- ・共有された危険箇所を元に、安全な目的地や経路を設定
- ・子どもの年齢・人数に応じた職員の配置、位置関係、引率を適切に行うために必要な職員間の役割分担を確認

散歩時の配慮事項（出発前） 1

○ 準備物

（全年齢共通） 携帯電話 ホイッスル（防犯ブザー） ティッシュペーパー
タオル ビニール袋 水（消毒、水分補給用）
着替え 救急用品 ビブス 横断旗

（1・2歳児） 誘導ロープ

（0・1歳児） おんぶ紐

（0歳児） バスタオル、レジャーシート等

○ 天候と気温の確認、体調の確認

- ・ 気象情報を確認する。
- ・ 登園時に視診をする。できる範囲で保護者に確認する。

散歩時の配慮事項（出発前） 2

○ 目的地の報告

目的地、人数、引率者、帰ってくる時間帯を施設長、主任に伝える。

○ 身支度の確認、人数確認

- ・ 帽子、靴下、靴（左右、マジックテープで固定されているか等）
- ・ 日頃から靴のサイズや帽子のゴムが合っているか確認する。
- ・ 気温に合った服装か確認する。
- ・ 出発前、移動時、到着後、活動中、保育施設に戻った後など常に人数確認する。
- ・ 引率者はビブスを着用し、散歩中であることが周囲に分かるようにする。

散歩時の配慮事項 (散歩カー、ベビーカー使用时)

○ 散歩カーの準備、点検

- ・ 正確に組み立ててあるか。
- ・ ブレーキが利くか。
- ・ タイヤの空気状態を確認する。
- ・ ネジの緩みはないか。
- ・ ベルトの緩みやロックがかかるか。

○ 引率時

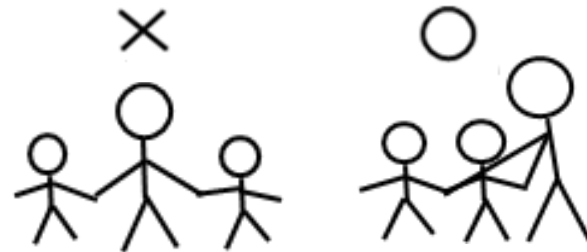
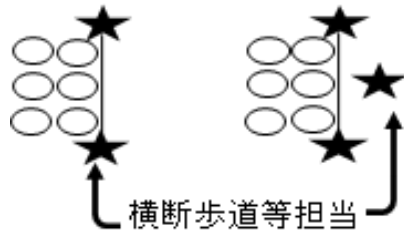
- ・ 子どもの指が挟まらないようにすき間を埋める。
- ・ 散歩カー内での転倒やトラブル、転落に注意する。
- ・ 段差での衝撃に注意する。
- ・ 保育者が道路側につき、安全を確保する。
- ・ 停止時にはブレーキがかかっていることを確認する。

散歩時の配慮事項（交通ルール） 1

【道路の歩き方】

- ・ 歩道の白線の内側、ガードレールの内側を歩く。
- ・ 保育者は子どもの列の前後（加えて人数に応じて列の中）を歩く。
- ・ 保育者は子どもより車道側に位置し、子どもは車道から遠い側を歩く。
- ・ 自動車や自転車が来たら声をかけ合い、通過するまで一旦停止して、端に寄る。
- ・ 歩行者等とすれ違う際、相手が手に持っているもの（傘、カバン、たばこ等）に子どもが接触する可能性に注意を払う。手をつないでいる場合には、一列になる。

★は保育者の配置
箇所



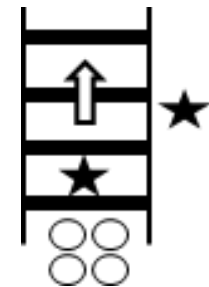
散歩時の配慮事項（交通ルール） 2

【交差点の渡り方】

- ・ 交差点、歩道の切れ目、曲がり角、一時停止標識のある場所等では、一時停止する。
- ・ 一時停止の後、安全確認を行う。（右、左の確認）
- ・ 交差点等で信号待ちをする際には、車道から離れた位置に待機する。

【横断歩道の渡り方】

- ・ 安全確認を行う。
- ・ 信号を渡る時は列を短くし、安全に渡れるようにする。
- ・ 信号が変わりそうな時は、余裕をもって次の信号で渡るようにする。
- ・ 横断旗を使用し、横断中であることを他の車両等に知らせる。



★は保育者の配置箇所

散歩時の配慮事項（交通ルール） 3

【階段の昇り降り】

- ・状況に応じて、子ども同士がつないでいた手を離し、個々のペースで昇降できるようにする。
- ・子どもがバランスを崩しやすい箇所では、子どもの発達等に応じて、転倒しないようそばについて手助けをしたり、声をかけ見守ったりする。



散歩時の配慮事項（0・1歳児）

○ 引率時

- ・ 先導保育者は、前方の安全を確保する。
- ・ 最後尾の保育者は、後方の安全確認と列全体を見る。
- ・ 保育者間で役割分担をする。
- ・ 目的地で全体を把握する保育者を決める。

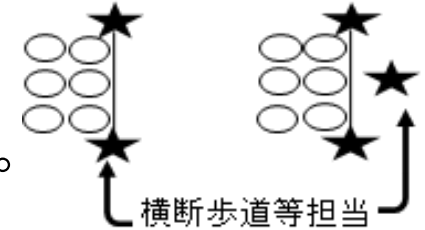
○ 目的地到着時

- ・ 人数確認をする。
- ・ 危険物を目視で確認する。（ガラス、ゴミ等）
- ・ 遊具にさわって安全確認をする。
- ・ 危険と思われるところには必ず保育者が付く。
- ・ 不審者がいないことを確認する。
- ・ 探索行動を見守りながら、危険な場所には近付かないよう知らせる。
（1歳児）

散歩時の配慮事項（2歳児） 1

○ 引率時

- ・ 列の前、真ん中、後ろに保育者を配置する。
- ・ 危険物に注意し、見つけた時にはお互いに声をかけ、注意を促す。
- ・ 移動中も人数確認をする。



○ 先導保育者の役割

- ・ 危険物等（自転車、車、段差、物等）の確認と声かけをする。
- ・ 子ども達の手を引き、歩くペースを作る。

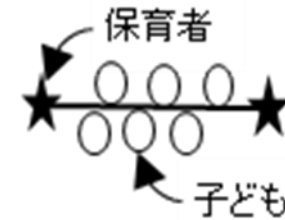
○ 後方保育者の役割

- ・ 危険物や歩行者の確認と声かけをする。
- ・ 全体の安全確認をする。

散歩時の配慮事項（2歳児） 2

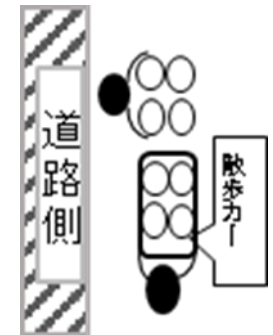
○ 誘導ロープの場合

- ・ロープの緩みに気をつけながらしっかり持つ。
- ・手を離してしまう子、月齢の低い子には保育者が側につく。



○ 徒歩、散歩カーの場合

- ・保育者が道路側につき、一緒に手を繋ぐことで安全を確保する。
- ・並ぶ順番や手をつなぐ相手に配慮する。



○ 目的地到着時

- ・人数確認をする。（到着時、活動中、出発時）
- ・危険物を目視で確認する。（ガラス、ゴミ等）
- ・遊具にさわって安全確認をする。
- ・不審者がいないことを確認する。
- ・探索行動を見守りながら、危険な場所には近付かないよう知らせる。
- ・危険と思われるところには必ず保育者が付く。

散歩時の配慮事項（3歳児以上） 1

○ 出発前・引率時

- ・ 出発前に約束事を話す。（車道ではどんぐりや落葉は拾わない、他の歩行者の迷惑にならないようにする 等）
- ・ 子どもは車道側を歩かせない。
- ・ 危険物に注意し、見つけた時にはお互いに声をかけ、注意を促す。
- ・ 移動中も人数確認をする。

○ 先導保育者の役割

- ・ 危険物等（自転車、車、段差、物等）の確認と声かけをする。
- ・ 子ども達の手を引き、歩くペースを作る。

○ 後方保育者の役割

- ・ 危険物や歩行者の確認と声かけをする。
- ・ 全体の安全確認をする。

散歩時の配慮事項（3歳児以上） 2

○ 目的地到着時

- ・ 人数確認をする。（到着時、活動中、出発時）
- ・ 遊ぶエリアの確認、遊びの約束事を確認する。
- ・ 危険物を目視で確認する。（ガラス、ゴミ等）
- ・ 遊具にさわって安全確認をする。
- ・ 遊具に付きながらも、全体の子どもの様子を把握する。
- ・ 不審者がいないことを確認する。



予想される子どもの行動と配慮事項（～4か月）

子どもの行動	保育者の配慮事項
首がすわる。	<ul style="list-style-type: none">・首がすわってから出かける。・おんぶや背もたれが調整できるベビーカー等その子に応じた物で出かける。
<ul style="list-style-type: none">・目に入るものをじっと見る。・外気にふれる。	<ul style="list-style-type: none">・ベビーカーを押す保育者は、速度や障害物に気を付ける。
<ul style="list-style-type: none">・眠る。・泣く。	<ul style="list-style-type: none">・状況に応じて話しかけたり、子どもの声に応えたりする。・機嫌が悪かったり、泣いたりした時にはおんぶや抱っこに切り替える。・日よけカバーを調節したり、帽子などで日差しが直接当たらないようにする。・背もたれを倒す。・ベルトを調節し、タオルやクッションなどで体が安定するようにする。

予想される子どもの行動と配慮事項（5～8か月）

子どもの行動	保育者の配慮事項
<ul style="list-style-type: none">・ベビーカーから手を出す。・友達が気になり手を出す。	<ul style="list-style-type: none">・ベビーカーを押す保育者は、速度や障害物に気を付ける。
<ul style="list-style-type: none">・ベビーカーに乗りたがらない。	<ul style="list-style-type: none">・機嫌が悪かったり、泣いたりした時にはおんぶや抱っこに切り替える。
<ul style="list-style-type: none">・眠くて泣く。・乗ったまま眠る。・普段と違う風景に興味をもって見る。	<ul style="list-style-type: none">・日よけカバーを調節したり、帽子などで日差しが直接当たらないようにする。・ベルトを調節し、しっかり留める。・状況に応じて子どもの声に応じていく。

予想される子どもの行動と配慮事項（9～11か月）

子どもの行動	保育者の配慮事項
<ul style="list-style-type: none">・興味のある物を指差しする。・探索行動をする。	<ul style="list-style-type: none">・障害物に気を付けて散歩カーを押す。・帽子などで日差しが直接当たらないようにする。・子どもの興味、関心のある事を把握し、危険のないように様子を見守る。
<ul style="list-style-type: none">・散歩カーを嫌がる。・散歩カー内で、友達をひっかく、噛む。	<ul style="list-style-type: none">・散歩カー内の子どもの位置に気を付ける。・散歩カー内の子どもの様子に目を配り、危険行為（噛みつき、ひっかき）に気を付けていく。

予想される子どもの行動と配慮事項（12～14か月）

子どもの行動	保育者の配慮事項
<ul style="list-style-type: none">・ 散歩カーから身を乗り出す。・ 散歩カー内で、友達をひっかく、噛む。	<ul style="list-style-type: none">・ 散歩カー内の子どもの位置に気を付ける。
<ul style="list-style-type: none">・ 途中で座り込む。・ 興味のある方へ向かっていく。・ 虫、草花等にさわったり、口に入れたりする。・ 拾った物を投げる。・ 靴、帽子が脱げる。	<ul style="list-style-type: none">・ 言葉かけをしながら保育者と手をつなぐよう促して歩く。・ 虫、草花と一緒に観察し、子どもの様子、対象物の状態を見ながら、触れたりちぎったりと感覚を楽しんでいく。・ 落ちている物を口に入れないように注意する。

予想される子どもの行動と配慮事項（1歳児） 1

子どもの行動	保育者の配慮事項
【散歩カーでの行動】 散歩カーから手を出す、身を乗り出す、落下する。	<ul style="list-style-type: none">・ 散歩カーを押す保育者は速度や障害物に気を付ける。・ 散歩カーにつかまるよう促す。
散歩カー内で友達をひっかく、噛む。	子どもの位置に気を付ける。
散歩カーに乗りたがらない、降りたがる。	<ul style="list-style-type: none">・ 機嫌が悪かったり、泣いたりしたときには、おんぶや抱っこに切り替える。・ 保育者と手をつないで歩いてみる。・ 気分が変わるように声をかけたり、歌ったりする。

予想される子どもの行動と配慮事項（1歳児） 2

子どもの行動	保育者の配慮事項
【歩行中】 <ul style="list-style-type: none">・歩いている途中に立ち止まる、急にしゃがみこむ。・歩かなくなる、泣く、抱っこを求める	<ul style="list-style-type: none">・子どもの興味に共感しながら、安全に歩けるように促す。・状況に応じて散歩カーやおんぶ紐で対応する。
<ul style="list-style-type: none">・興味のある方に行く。（道路、草むら）・手を離す、誘導ロープを離す。	周囲の安全を確認しながら誘導する。
靴が脱げる。	靴がきちんと履けているか確認する。
帽子がずれたり、脱げたりする。	帽子がきちんとかぶれているか確認する。

予想される子どもの行動と配慮事項（2歳児）

子どもの行動	保育者の配慮事項
手を離す。	道路側の子どもと手を繋ぐ。（保育者が車道側に付く。）
まっすぐ歩くことが難しい。（道路の方へ行く）	<ul style="list-style-type: none">・先導の保育者が手を引いていくことでペースを作る。・白線内を歩くように繰り返し声をかける。
<ul style="list-style-type: none">・歩かなくなる。・泣く。・抱っこを求める。	<ul style="list-style-type: none">・励ましていくことで歩けるように促す。・時々休憩して、気持ちを切り替えられるようにする。・見通しを持てるような声かけをする。（目標となるもの、目印等）
靴が脱げる。	靴が脱げた子どもがいたら、知らせて全員その場で待つようにする。

予想される子どもの行動と配慮事項（3歳児） 1

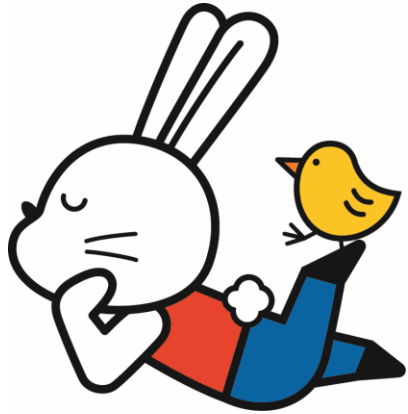
子どもの行動	保育者の配慮事項
歩道の白線からはみ出す。	白線の中を歩くように伝える。
坂道で勢いがつく。	坂道を下る時は、歩くペースをおとす。
階段で手をつないだまま歩いて行く。	階段では、手を離してよいことを伝える。
車が来たことに気付かずに動き続ける。	<ul style="list-style-type: none">・前後の保育者で車や自転車を確認しながら歩き、見つけたらお互いに声をかける。・ホイッスルを使用し、車が来ていることを知らせる。・道路の端に寄って止まるように声かけし、誘導する。

予想される子どもの行動と配慮事項（3歳児） 2

子どもの行動	保育者の配慮事項
<ul style="list-style-type: none">・側溝に落ちる。・電柱、停車中の車、バイクなどにぶつかる。	障害物があることを知らせる。
間が空いたり、列が乱れたりする。	「〇〇の後ろだよ」「間が空いているよ」と分かりやすく声をかける。
靴が脱げる。	きちんと履けるまで全体で待つ。

予想される子どもの行動と配慮事項（4・5歳児）

子どもの行動	保育者の配慮事項
坂道で勢いがつく。	同じペースで歩けるよう声をかける。
階段で手をつないだまま歩く。	必要に応じて、手を離してよいことを伝える。
前の友達を抜かして歩く。	その都度「○○ちゃんの後ろね」と具体的に声をかける。
車が来たことに気付かずに動き続ける。	道路の端に寄って止まるように声かけし、誘導する。
靴が脱げる。	きちんと履けるまで全体で待つ。



緊急時対応 1

【事故発生時（医師の診察が必要な場合）】

- ・ 保育者は、当該園児への応急処置、救命処置を行う者、他の園児の安全確保にあたる者、保育施設に連絡を行う者に分かれて対応する。
- ・ 応援を頼む。
- ・ 状況に応じて保育施設に戻る。
- ・ 保育施設で連絡を受けた者（施設長、主任）は状況に応じて、119番や110番に要請するとともに、保護者へ連絡する。

※詳細については「福島市公立保育所・認定こども園 危機管理マニュアル」を参照



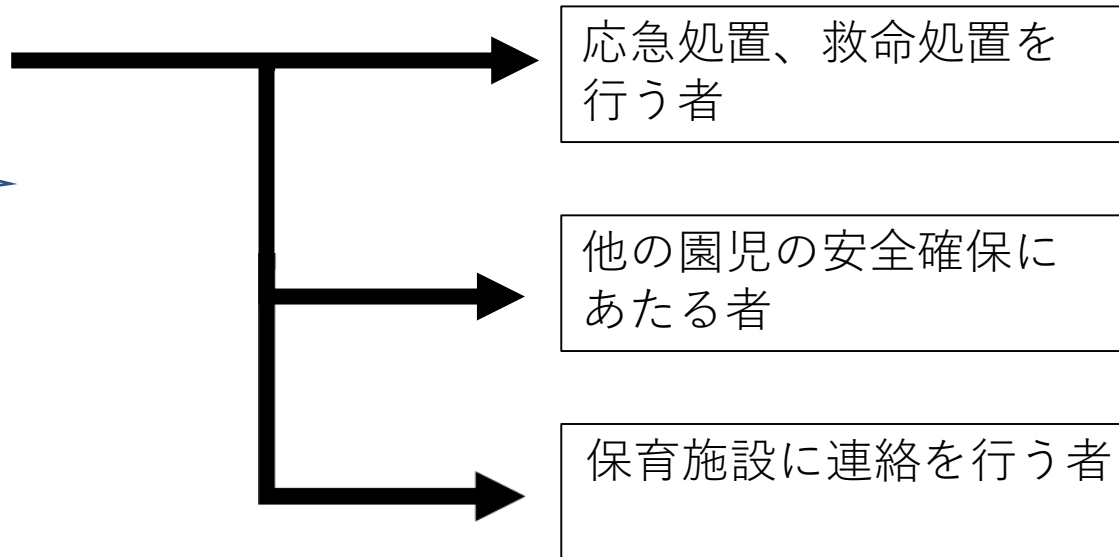
事故発生



応援を頼む



状況に応じて
保育施設に戻る



応急処置、救命処置を
行う者

他の園児の安全確保に
あたる者

保育施設に連絡を行う者



保育施設（施設長、主任）は状況
に応じて、119番や110番に要請



保護者へ連絡

緊急時対応 2

【災害発生時（地震等）】

- ・地震が発生した場合は園児を一箇所に集め、揺れがおさまったら安全な場所に避難する。
- ・けが人がでた場合は状況に応じて役割分担をし、応急処置や他の園児の安全確保、保育施設に連絡を行う。
- ・大きな災害時、連絡不通、不能な状況に当たっては安全な場所、近くの広域避難場所にて迎えを待つようにする。その際、子どもがパニックにならないよう配慮し、近くの人に応援、協力を依頼する。



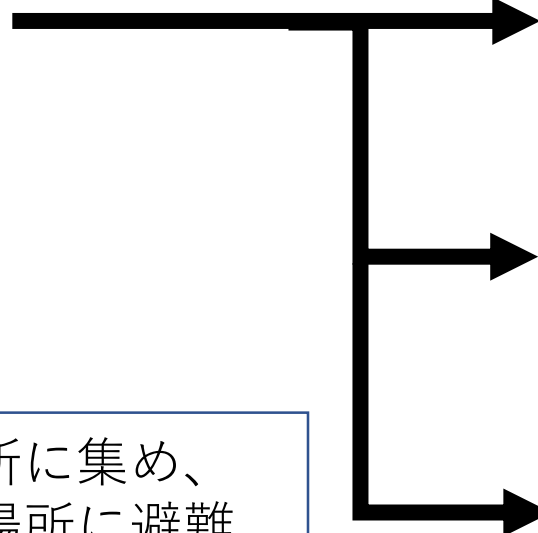
災害発生



(地震の場合) 園児を一箇所に集め、揺れがおさまったら安全な場所に避難



子どもがパニックにならないよう配慮し、近くの人に応援、協力を依頼



(けが人がでた場合)
応急処置を行う者

他の園児の安全確保にあたる者

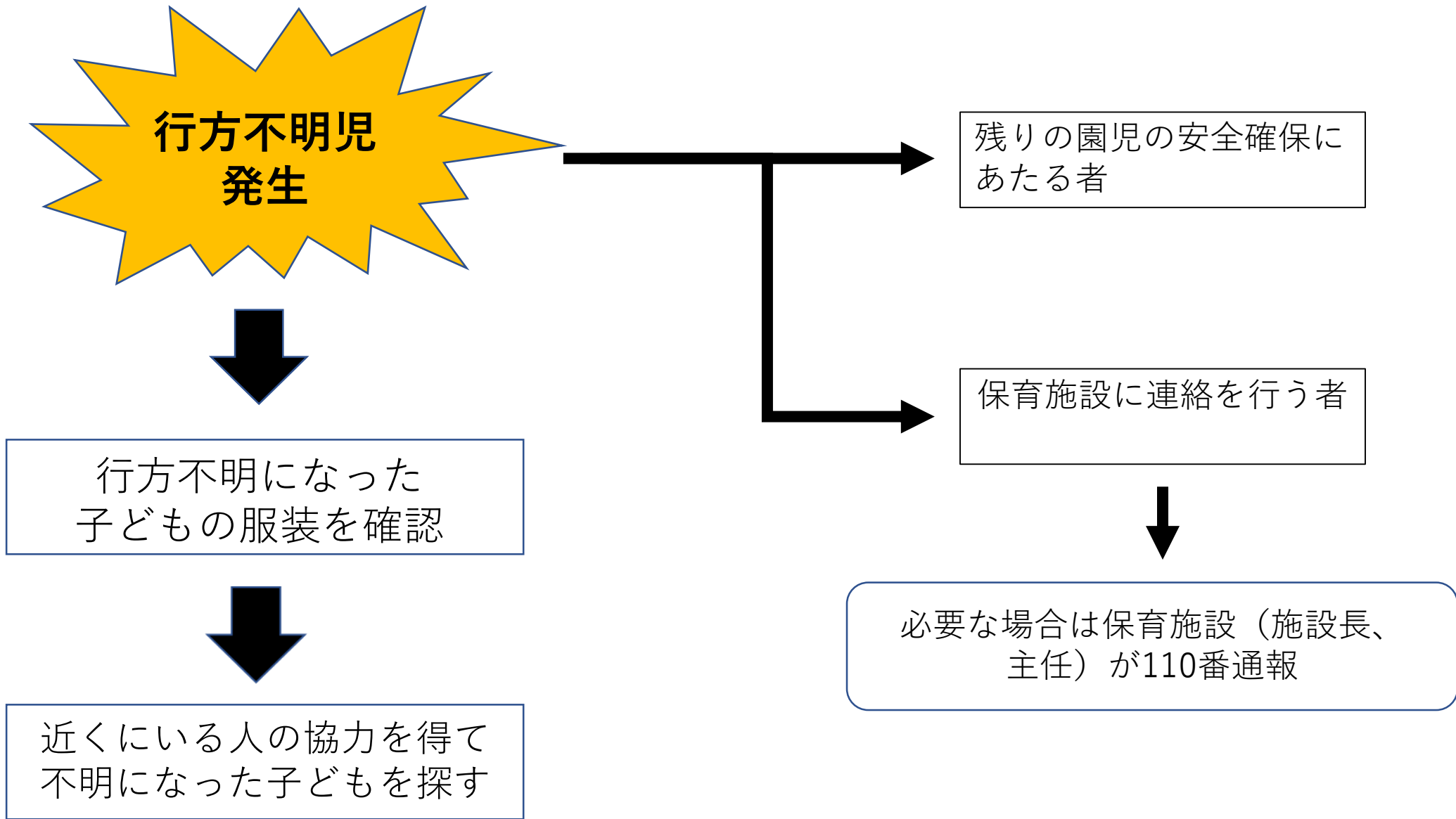
保育施設に連絡を行う者

※ (大きな災害時)
連絡不通、不能な状況の場合、安全な場所、近くの広域避難場所にて迎えを待つ

緊急時対応 3

【行方不明児発生時】

- ・ 残りの園児の安全確保にあたる者、保育施設に連絡を行う者に分かれて対応する。
- ・ 行方不明になった子どもの服装を確認する。
- ・ 残りの園児の安全確保にあたる者以外の引率者は、近くにいる人の協力を得て不明になった子どもを探す。
- ・ 必要な場合は保育施設で連絡を受けた者（施設長、主任）が110番通報する。



【参考資料等】

- ・ 福島市公立保育所・認定こども園 危機管理マニュアル（令和2年6月改訂版）
- ・ 保育所等における園外活動時の留意事項について（令和元年6月21日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・保育課事務連絡）
- ・ 世田谷区立保育園園外保育安全マニュアル（世田谷区）
- ・ 園外保育マニュアル（西東京市公立保育園）

